

福山市旧学校施設使用に係る電子申請サービス利用規約

(定義・目的)

第1条 旧学校施設使用に係る電子申請サービス（以下「本サービス」という。）は、福山市旧学校施設条例に基づき設置する福山市旧学校施設（以下「旧学校施設」という。）の使用に係る使用許可申請書の提出と旧学校施設使用許可書（以下「許可書」という。）の交付及び旧学校施設入口開錠のための電子錠（以下「スマートロック」という。）の暗証番号の通知を、電子申請システムで行うサービスです。

2 本サービスにより、旧学校施設使用に係る利便性を向上させ、市民が使用し易い環境を整備することで、旧学校施設を拠点とした地域社会の活性化を図ることをめざすものです。本規約は、本サービスに関する必要な事項を定めます。

(対象旧学校施設及び対象者)

第2条 対象となる旧学校施設は別表に掲げる旧学校施設です。これらの旧学校施設において、本サービスの利用を希望し利用者登録する者（以下「利用者」という。）を対象者とします。

(利用するシステム)

第3条 本サービスは、「株式会社HARPが提供する利用規約」に基づきスマートロックと連動したオンライン申請システム「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」により提供します。

(規約の適用範囲及び変更)

第4条 本規約は、本サービスに関する利用者と福山市（以下、「本市」という。）の間の利用関係に適用されるものとします。

2 本市は、利用者の承諾なしに、本規約を随時変更できるものとし、本市ホームページへの掲載やあらかじめ使用を希望する旧学校施設の利用者登録時に登録したメールアドレス（以下、「登録アドレス」という。）へ通知する等の方法で周知します。

(サービス内容)

第5条 福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条に基づき、利用者は、ひろしま・やまぐち公共施設予約サービスの申請フォームに沿って使用許可を申請することで、福山市旧学校施設条例施行規則第2条第1項に定める使用許可申請書を提出したものとします。

2 利用者は、あらかじめ旧学校施設から通知された使用許可により、旧学校施設を使用できるものとします。使用許可後に通知されたスマートロックの暗証番号により旧学校施設に入館することができます。

(利用条件)

第6条 本サービスを利用する者はあらかじめ利用者登録をする必要があります。登録の際は、利用を希望する旧学校施設を管理・運営する交流館等の施設（以下、「管理施設」という）へ来館のうえ、旧学校施設の使用条件及び使用制限並びに本サービス内容について管理施設の職員（以下「職員」という。）から説明を受け、「旧学校施設貸室利用団体登録申請書」（以下「登録申請

書」という。)を提出するものとします。

- 2 登録申請書の提出を受けた管理施設は、内容を審査し、内容が適切であると認める場合は利用者登録を行い、利用者番号を付与します。
- 3 複数の旧学校施設を利用しようとする者は、旧学校施設ごとに本サービスの利用者登録が必要です。
- 4 本サービスは、登録申請書に記載した内容の活動において利用することができるものとします。旧学校施設使用内容が登録申請書の記載内容と異なる場合には本サービスの利用はできません。
- 5 本サービスを利用し、使用許可通知を受けた後、使用を許可された旧学校施設を連絡なく使用しなかった場合、以後の本サービス利用を停止する場合があります。

(利用申請)

第7条 本サービスは旧学校施設の使用を希望する日の1か月前から3日前において24時間申請することができます。ただし、第5条第2項のとおり使用許可を得ない限り使用はできません。使用許可に当たっては第8条のとおり管理施設ごとに審査を行うため、使用希望日の3開館日(土日祝を除く)前までに申請をしてください。

- 2 職員勤務時間後の申請については、申請後の翌開館日午前8時30分の申請と見なします。この場合において、同日午前8時30分に来館した他の申請者の使用希望日時が重複する場合は、抽選により申請順を決めるものとします。なお、本サービス利用者の抽選は職員が代行するものとします。
- 3 緊急の保守・点検を行う場合、本サービスの一部又は全部を停止することがあります。
- 4 本サービスの運用を停止する場合は、本サービスのトップページで事前に周知しますが、市長が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(使用許可)

第8条 前条第1項で提出された申請については福山市旧学校施設条例等に基づき申請内容を速やかに審査し、使用日の前日までに、使用許可の通知を登録アドレスへ送るものとします。なお、前日が土曜日、日曜日、祝日及び休館日に当たるときは、その前日とします。

- 2 使用許可申請内容に対し利用者に確認が必要と判断した場合は、電話等にて質問等を行い、利用者はこの質問等に回答するものとします。
- 3 利用者が旧学校施設を使用する際は、使用時に職員から求めがある場合は使用許可に関する通知等を提示できるようにしておくものとします。なお、利用者に対して紙面での許可書は交付しません。
- 4 使用許可通知を受けた後、利用者の都合により旧学校施設の使用を変更又は中止する場合は、利用者から直接管理施設に電話等で連絡してください。

(利用者番号・パスワードの取扱)

第9条 利用者は、利用者番号及びパスワードについて、利用者の責任において適切に管理するものとし、第三者への漏洩防止に努めるものとします。

(利用者登録の変更)

第10条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、直ちに、変更内容が確認できる書類等を、利用登録をした管理施設の窓口へ提出し、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録の亡失・盗難・再発行)

第 11 条 利用者は、利用者番号及びパスワードを亡失し、又は盗難にあったときは、直ちに利用者登録をした管理施設に連絡するものとします。利用者番号・パスワードの再発行を希望する場合は、当該管理施設で本人確認のできる書類等を提示の上、再発行するものとします。

(利用者登録の有効期間)

第 12 条 管理施設の長が利用者として承認した日を登録日とし、登録の有効期間は登録年度の 3 月 31 日までとします。

(利用者登録の更新)

第 13 条 利用者登録を更新しようとする者は、登録年度の翌年度 4 月 1 日から 6 月 30 日までに登録更新の手続きが必要です。

- 2 登録年度の翌年度 6 月 30 日を過ぎて更新手続きのない登録は自動的に廃止されます。
- 3 更新手続きは、来館による対面手続きを原則とし、職員による団体活動内容や旧学校施設の利用条件の確認後、登録更新申請書類を提出することとします。

(利用料金)

第 14 条 本サービスの利用料金は無料です。ただし、メール送受信・申請等のために必要な通信機器等の設備は、利用者が準備をするものとし、それらにかかる費用及びアクセスに伴って発生したインターネットプロバイダー、回線及び通信に係る費用等は利用者が負担するものとします。

(利用者の禁止事項)

第 15 条 本市は、利用者が次に掲げる事項を行うことを禁止します。

- (1) 事実に反する情報を提供する行為
 - (2) 故意、過失を問わず、法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
 - (3) その他、本市が不適切と判断する行為
- 2 前項に違反した利用者は、本サービス利用を停止する場合があります。

(本サービスの中断)

第 16 条 本市は、次に掲げる場合が生じたときは、利用者に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。サービスの提供を中断することによる利用者の不利益については、本市は責任を負わないこととします。

- (1) システムの保守、点検整備、サーバー運用上のトラブルに伴いサービス提供が中断した場合
- (2) 火災、停電などによりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上、技術上の理由によりサービス提供の一時的な中断を必要とする場合

(免責等)

第 17 条 本サービスに関連して利用者間又は利用者と第三者との間で生じた紛争等については、本市は一切責任を負いません。また、利用者は本サービスに関連する損害賠償請求などの訴訟には利用者自身が対応するものとし、当該訴訟につき本市に対して協力や参加は求めないものとし

ます。

- 2 利用者が本規約に反した行為、又は不正、若しくは不正アクセスなど違法な行為によって本市に損害を与えた場合、本市は損害賠償を請求できるものとします。

附則

この規約は、2024年(令和6年)12月24日から施行する。

福山市 まちづくり推進課 住所：〒720-8501 福山市東桜町3番5号本庁舎9階

電話番号：084-928-1217 FAX番号：084-928-1229

メールアドレス：machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

別表

旧学校施設名	住所	電話番号
服部旧学校施設	駅家町大字助元70番地	084-978-0810 (管理施設：服部交流館)
山野旧学校施設	山野町大字山野3596番地1	084-974-2851 (管理施設：山野交流館)

関係法令

○福山市旧学校施設条例

令和2年3月18日

条例第17号

(目的及び設置)

第1条 学校再編に伴い、学校としての用途を廃止した福山市立小学校及び中学校の施設を有効に活用し、住民の地域活動の場を提供することにより、地域社会の活性化を図るため、福山市旧学校施設（以下「旧学校施設」という。）を設置する。

(一部改正〔令和4年条例18号〕)

(名称、位置及び施設)

第2条 旧学校施設の名称、位置及び施設は、別表のとおりとする。

(開場時間)

第3条 旧学校施設の開場時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 旧学校施設の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可)

第5条 旧学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、旧学校施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧学校施設の使用を許可しない。

- (1) 使用目的が第1条に規定する目的に適合しないと認めるとき。
- (2) 専ら営利を目的とすると認めるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 建物又は附属設備若しくは備付けの器具類等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (6) その他旧学校施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 旧学校施設の使用料は、無料とする。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた使用目的以外に旧学校施設を使用し、又は使用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は旧学校施設の使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定による処分により使用者が被る損害については、市は、その賠償の責めを負わない。
(特別設備等の制限)

第10条 使用者は、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を持ち込み使用するとき、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備をすることを命ずることができる。

(使用後の処置)

第11条 使用者は、旧学校施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復して返還するものとする。第9条第1項の規定により使用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(販売行為等の禁止)

第12条 旧学校施設の区域内においては、市長の許可を受けないで物品の販売又は頒布、募金、宣伝、興行その他これらに類する行為をしてはならない。

(入場の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、旧学校施設への入場を拒み、又は旧学校施設からの退場を命ずることができる。

- (1) 旧学校施設の建物、附属設備又は備付けの器具類等を損傷するおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類を携行する者
- (3) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (4) 次条各号に掲げる事項を遵守しない者
- (5) その他旧学校施設の管理運営上支障がある者

(遵守事項)

第14条 使用者及び旧学校施設に入場する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 備付けの器具類等を旧学校施設の外に持ち出さないこと。
- (3) 騒音を発したり、暴力的不法行為を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他旧学校施設の利用及び管理に支障のある行為をしないこと。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により旧学校施設の建物又は附属設備若しくは備付けの器具類等を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 旧学校施設の使用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(福山市行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

3 福山市行政財産の使用料に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（令和4年3月24日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 内浦旧学校施設、内海旧学校施設及び能登原旧学校施設の使用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和4年12月19日条例第39号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 山野旧学校施設の使用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

(一部改正〔令和4年条例18号・39号〕)

名称	位置	施設
東村旧学校施設	福山市東村町2543番地	屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場照明施設
服部旧学校施設	福山市駅家町大字助元70番地	屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場照明施設
内浦旧学校施設	福山市内海町イ1780番地	屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場照明施設
内海旧学校施設	福山市内海町ロ925番地9	屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場照明施設

能登原旧学校施設	福山市沼隈町大字能登原1141番地	屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場照明施設
山野旧学校施設	福山市山野町大字山野3596番地1	屋内運動場及び屋外運動場

○福山市旧学校施設条例施行規則

令和2年3月31日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市旧学校施設条例（令和2年条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項前段の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、福山市旧学校施設使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用予定日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下この項において同じ。）の前1年に当たる日から使用予定日の3日前の日（その日が福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可をしたときは、福山市旧学校施設使用許可書（以下「使用許可書」という。）を当該使用許可に係る申請者に交付するものとする。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、福山市旧学校施設（以下「旧学校施設」という。）を使用する際に使用許可書を提示しなければならない。

(変更許可の申請等)

第4条 条例第5条第1項後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、福山市旧学校施設使用許可変更申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更許可をしたときは、福山市旧学校施設使用許可変更許可書（以下「変更許可書」という。）を当該変更許可に係る申請者に交付するものとする。

3 変更許可を受けた者は、旧学校施設を使用する際に変更許可書を提示しなければならない。

(使用時間)

第5条 旧学校施設の使用時間は、使用許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後においては、使用時間を延長することができない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(販売行為等の許可の申請等)

第6条 条例第12条の規定による販売行為等の許可（以下「行為許可」という。）を受けようとする者は、福山市旧学校施設行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、行為許可をしたときは、福山市旧学校施設行為許可書を当該行為許可に係る申請者に交付するものとする。

(建物等の毀損滅失の届出)

第7条 旧学校施設の建物又は附属設備若しくは備付けの器具類等を毀損し、又は滅失した者は、福山市旧学校施設建物等毀損滅失届を市長に提出しなければならない。

(立入検査)

第8条 旧学校施設を管理する職員は、旧学校施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。この場合において、使用者はこれを拒否することができない。

(書類の様式)

第9条 使用許可申請書その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、旧学校施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(福山市行政財産の使用料に関する条例施行規則の一部改正)

2 福山市行政財産の使用料に関する条例施行規則（昭和57年規則第13号）の一部を次のように改正する。